

慶應義塾大学（大学院法務研究科）及び明治大学（法学部）の法曹養成連携協定の変更協定

慶應義塾大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と明治大学法学部（以下「乙」という。）は、令和 2 年 3 月 26 日付元文科高第 1293 号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第 1 条 甲と乙は、認定協定について、令和 4 年 4 月 1 日より、連携法曹基礎課程（認定協定第 2 条第 2 号に規定する連携法曹基礎課程をいう。）の「選択必修科目」のうち、「基礎法科目」及び「外国法科目」の 2 つの科目群を統合し、「基礎法・外国法科目」とする。また、統合後の必要修得単位数（選択必修）を「基礎法科目」 4 単位、「外国法科目」 4 単位であったものを「基礎法・外国法科目」 8 単位に変更し、別紙のとおり改める。

（効力の発生）

第 2 条 本協定は、法第 7 条の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各 1 通を保有する。

令和 4 年 1 月 31 日

甲

慶應義塾大学

大学院法務研究科委員長

乙

明治大学

法学部長

北居 功

村上 一博

慶應義塾大学大学院法務研究科および明治大学法学部の

法曹養成連携協定

慶應義塾大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と明治大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、法第6条第1項の規定に基づき、甲における教育との円滑な接続を図るための課程を乙に置くにあたり、当該課程における教育の実施および甲における教育との円滑な接続を図るために必要な事項について定めることを目的とする。

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院および連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 慶應義塾大学大学院法務研究科学則第3条に規定する甲の法務研究科法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 明治大学学則第2条第2項に規定する明治大学法学部法律学科において法曹養成基礎課程制度概要で定める法曹コースにおける一貫教育プログラム（以下、「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別表1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別表2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別表3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生に対し、適切な学習支援体制を構築するものとする。

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を必要に応じて提供すること

二 乙の求めに応じ、進学説明会等の実施にあたり、連携法科大学院の教員を派遣すること

三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと

2 甲および乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究および協議を行うため、連絡協議会を設置するものとする。

3 甲および乙は、協議により、前項の連絡協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜

2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別表4のとおりとする。

(本協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、2020年4月1日から5年間とする。ただし、有効期間満了の1年前の日までに、甲または乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(本協定に違反した場合の措置)

第9条 甲または乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲または乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお当該事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りでない。

(本協定の終了)

第10条 本協定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号が定める時点において現に本法曹コースに在籍し、または在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

- 一 甲または乙が本協定の更新を拒絶した場合 当該拒絶の時
- 二 甲および乙が本協定の廃止に合意した場合 当該合意の時
- 三 甲または乙が本協定の廃止を通告した場合 当該通告の時

(本協定に定めのない事項)

第11条 甲および乙は、本協定に定めのない事項であって協定の目的の実施にあたり調整が必要なものおよび本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連絡協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれが署名押印のうえ、各1通を保有する。

2022（令和4）年1月31日

甲 慶應義塾大学大学院法務研究科
委員長 北居 功

乙 明治大学法学部
学部長 村上 一博

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は「5つのコース制」を採用しており、その中の1つである「法曹コース」では、法曹として相応しい創造的な思考力と豊かな人間性および高い倫理観を涵養し、「法」の規律の対象である「人間」についての幅広くかつ高度な理解を前提としたうえで、法曹（実務法律家）となるのに必要な基礎的な能力を備え、司法試験予備試験及び法科大学院既修者コースの入学試験に対応できる能力を養成することを目的としている。

同コースをベースとした本法曹コース（「法曹コースにおける一貫教育プログラム」）では、上述の目的および法学部における教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）にもとづき、連携法科大学院とともに体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、法曹志望が明確な学生等に対し、学部段階から、より高度かつ効果的な法曹教育を行う。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目 (法律必修科目群) ※注3			必修科目 (コース科目群)			選択必修科目 (コース科目群)		
		科目名	単位数	ページ	科目名	単位数	ページ	科目名	単位数	ページ
1年	前期	◎憲法（人権）Ⅰ	2	6				日本近代法史Ⅰ	2	83
		◎民法（総則）Ⅰ	2	9				※注1		
		◎刑法（総論）Ⅰ	2	30						
	後期	◎憲法（人権）Ⅱ	2	6				日本近代法史Ⅱ	2	83
		◎民法（総則）Ⅱ	2	9						
		◎刑法（総論）Ⅱ	2	30						
2年	前期	◎憲法（統治）Ⅰ	2	4	◎民法（物権）	2	16	商法概論・総則	2	66
		◎民法（債権総論）Ⅰ	2	13	○民法（親族）Ⅰ	2	23	※注2		
		◎刑法（各論）Ⅰ	2	33	○行政法AⅠ	2	51			
					○司法演習Ⅰ	2	92			
	後期	◎憲法（統治）Ⅱ	2	4	◎民法（担保物権）	2	16			
		◎民法（債権総論）Ⅱ	2	13	○民法（親族）Ⅱ	2	23			
		◎刑法（各論）Ⅱ	2	33	○行政法AⅡ	2	51			
					◎会社法Ⅰ	2	61			
					◎刑事訴訟法Ⅰ	2	41			
			◎刑事訴訟法Ⅱ	2	41					

				○司法演習Ⅱ	2	92				
3年	前期			◎民法（契約）Ⅰ	2	10	手形・小切手法	※注2	68	
				◎民法（損害賠償）	2	19	法哲学Ⅰ		73	
				○民法（相続）	2	24	法社会学Ⅰ	※注1	77	
				○行政法BⅠ	2	57	法史学（西洋）Ⅰ		81	
				◎会社法Ⅱ	2	61	ドイツ法Ⅰ		86	
				◎民事訴訟法Ⅰ	}	2	45	フランス法Ⅰ		89
				◎民事訴訟法Ⅱ		2	45	中国法Ⅰ		91
					※注4					
	後期				◎民法（契約）Ⅱ	2	10	商行為法（商取引法）	※注2	67
					○行政法BⅡ	2	57	手形・小切手法Ⅱ	※注2	68
								法哲学Ⅱ	※注1	73
								法社会学Ⅱ		77
								法史学（西洋）Ⅱ		81
								ドイツ法Ⅱ		86
							フランス法Ⅱ		89	
						中国法ⅠⅡ		91		
合計		24			40					

◎：乙（本法学部）のカリキュラムにおける必修科目

○：本法曹コース修了要件における必修科目

※注1 基礎法・外国法科目：この中（他にも選択肢あり）から8単位以上の修得が必要

※注2 コース展開・先端科目：この中（他にも選択肢あり）から4単位以上の修得が必要

.....

【乙の卒業要件（抜粋）】

- ・卒業に必要な単位数は、128単位以上とする。
- ・法律必修科目群については、24単位を修得しなければならない。※注3
- ・コース科目群については、コースにおいて定める必修科目を含め、44単位以上を修得しなければならない。

コース	科目区分	必要修得単位数		
		必修	選択必修	計
法曹	コース専門法律科目 ※注4	18	14	32
	コース展開・先端科目		4	4

	基礎法・外国法科目		8	8
	計	18	26	44

※注4 必修科目（7科目14単位）の他に「民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」または「刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」のどちらか一方の科目（2科目4単位）を選択し必修とする。両方の科目を修得した場合、どちらか一方の科目は選択必修科目に含まれる。

【本法曹コース（法曹コースにおける「一貫教育プログラム」）修了要件】

- ① 乙の法曹コースに所属し、卒業に必要な単位数を満たしていること。また早期卒業申請者は、早期卒業の要件を満たしていること。
- ② 上記①（乙の卒業に必要な単位数）のほか、次のアからエのすべてを満たしていること
 - ア 「民法（親族）Ⅰ」，「民法（親族）Ⅱ」および「民法（相続）」をすべて単位修得していること ※注5
 - イ 「行政法AⅠ」，「行政法AⅡ」，「行政法BⅠ」および「行政法BⅡ」をすべて単位修得していること ※注5
 - ウ 「民事訴訟法Ⅰ」，「民事訴訟法Ⅱ」，「刑事訴訟法Ⅰ」および「刑事訴訟法Ⅱ」（いずれも「法曹コース」用に限定する）をすべて単位修得していること
 - エ 「司法演習Ⅰ」および「司法演習Ⅱ」（いずれも「法曹コース」用に限定する）を4単位以上単位修得していること
- ③ 4年生は、卒業時のGPAが3.00以上であること

※注5 これらの科目は、以下のとおり読み替えることができる。

科目名・単位数			科目名（仮称）・単位数		配当年次
民法（親族）Ⅰ	2	⇒	民法（家族法）Ⅰ・Ⅱ	各 2	3年次
民法（親族）Ⅱ	2				
民法（相続）	2				
行政法AⅠ	2	⇒	行政法（総論）	2	2年次
行政法AⅡ	2				
行政法BⅠ	2	⇒	行政法（救済法）	2	3年次
行政法BⅡ	2				

＜別表2＞乙の法曹コースにおける成績評価の基準

判定	評価	点数	内容（その科目の履修に必要とされた学習目標）	評価の割合
合格	S	100～90点	非常によく達成している	30%程度 ※1
	A	89～80点	よく達成している	
	B	79～70点	達成している	
	C	69～60点	目標の最低限は達成しているものの、不十分な点がある	
不合格	F	59点以下	達成していない	
	T	未受験	試験を欠席している等	

※1 各授業科目において、成績評価「S」及び「A」の割合を合わせて履修者の30%程度とする。（演習科目、実技科目、外国語科目はこの限りではない）

【GPA算出方法】

GP（グレード・ポイント）

S：4，A：3，B：2，C：1，F：0，T：0

GPAの算出方法

$$\frac{(4 \times S \text{ 評価科目単位数}) + (3 \times A \text{ 評価科目単位数}) + (2 \times B \text{ 評価科目単位数}) + (1 \times C \text{ 評価科目単位数})}{\text{全履修登録科目の合計単位数 (F・Tの評価科目を含む)}}$$

全履修登録科目の合計単位数（F・Tの評価科目を含む）

＜別表 3＞乙の早期卒業制度

.....

1 対象者

「国内外の大学院（またはそれに準ずる機関）」（以下「大学院」という）への進学希望者。ただし、編入学生は対象外とする。

2 申請資格

- ① 2年次修了時に、卒業に必要な単位数（128単位以上）のうち86単位以上を修得していること。
- ② 2年次修了時において、「S」または「A」の評価である科目の修得単位数が、履修登録をした科目のうち卒業に必要な単位数に算入される科目の総単位数（「F」「T」を含む。）の80%以上であること。または、GPAが3.10以上であること。
- ③ 大学院への進学を目的としていること。

3 申請方法

3年次の履修登録時に、「3年次早期卒業願」を法学部事務室に提出すること。

4 審査内容（早期卒業要件）

早期卒業をできる者は、申請者の内、次の各号のすべてに該当する者とする。

- ① 3年次修了時に、卒業に必要な単位数（128単位以上）を修得していること
- ② 3年次修了時において、次のアからウのいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 「S」または「A」の評価である科目の総単位数が、履修登録をした科目のうち卒業に必要な単位数に算入される科目の総単位数（「F」「T」を含む。）の80%以上であること。
 - イ GPAが3.00以上であること。
 - ウ 履修登録した「コース科目群科目」において、「S」または「A」の評価である科目の総単位数が、「コース科目群科目」として卒業に必要な単位数に算入される科目の総単位数（「F」「T」を含む。）の90%以上であること。
- ③ 3年次修了時に大学院入学試験に合格していること。

5 その他

4年次配当の必修科目「専門演習BⅠ」および「専門演習BⅡ」について、教授会が認めた卒業に必要な科目（コース科目群）の単位修得をもって読み替えることとする。

以 上

＜別表4＞乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする
入学者選抜の方法

法曹コース修了（早期卒業）予定者特別入試（5年一貫型教育選抜）

募集人員 45名

（ただし、大都市圏以外の地域での大学学部法曹養成教育との連携を図るための地方枠として4名を含む。地方枠とは、11大都市圏（札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本）以外の地域に加えて、大都市圏であっても、当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域（新潟、静岡・浜松、熊本）にある連携大学から、学部教育と一貫した法曹教育を継続・完成するために法科大学院への進学を45名の内に枠として設ける趣旨である。）

対象者 協定関係にある大学法学部3年次の法曹コースに在籍し、同法学部を、翌年3月31日までに早期卒業する見込みでかつ法曹コースも修了する見込みの者、または、同法学部4年次に在籍し、同法学部を、翌年3月31日までに卒業する見込みで、かつ、すでに法曹コースを修了したか、または、翌年3月31日までに法曹コースを修了する見込みの者

出願要件 3年次進学段階で早期卒業の申請要件を満たすこと（卒業見込者要件）。
乙の法曹コースに開設される1年次及び2年次必修科目の単位を修得するとともに、そのGPAが3.0以上であることを目安とする。

合否判定の方法 志願者報告書

法曹コースの成績

3年次春学期の法曹コース必修科目授業担当者の所見

※ 会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、入学試験では評価の対象とすることができないため、当該科目の既修者認定を受けるためには、法曹コースの当該科目についてGPA3.0以上の成績を取得する必要がある（一定水準を満たさない科目については、入学後に法科大学院1年次科目を履修すべきものとする）。

法曹コース修了予定者特別入試（開放型特別選抜）

募集人員 45名

対象者 大学法学部の3年生で法曹コースに在籍し、同法学部を、翌年3月31日までに早期卒業する見込みの者

出願要件 大学法学部の法曹コースに開設される1年次及び2年次必修科目の単位を修得すること。

合否判定の方法 志願者報告書

法曹コースの成績

憲法・刑法・民法の法律科目の論文式試験

※ 会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法については、入学試験では評価の対象とすることができないため、当該科目の既修者認定を受けるためには、翌年3月に実施予定のこれらの科目の既修者認定試験に合格する必要がある（一定水準を満たさない科目については、入学後に法科大学院1年次科目を履修すべきものとする）。